

V 生活衛生班

1 環境衛生

- (1) 環境衛生営業
- (2) 特定建築物の衛生管理
- (3) 水道に関する事業
- (4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- (1) 食品衛生対策
- (2) 食中毒予防対策
- (3) と畜検査等

3 医事・薬事

- (1) 医 事
- (2) 薬 事



1 環境衛生

(1) 環境衛生営業

環境衛生営業は、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は減少傾向にある。しかし、理容所・美容所では器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場では循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業では、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、南部管内では令和4年3月末日までに263件の住宅が住宅宿泊事業として届出されている。

表1 市町村別環境衛生営業施設数

令和4年3月末日現在

業種別	市町村別		浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計	
	理容所			89	57	55	53	29	17	37	12	26	1	0	0	0	1	1	378
美容所			239	132	126	77	73	49	75	20	63	0	0	1	1	1	0	857	
公衆浴場	普通浴場	公営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浴場	第1号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		第2号	8	1	4	1	2	1	3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	26
		第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	3	3	2	5	3	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	21
合計		11	4	6	7	5	1	6	3	5	0	0	0	0	0	0	48		
ホテル・旅館等	ホテル		5	2	1	2	0	0	0	8	1	1	0	0	0	0	1	21	
		客室数	157	516	168	162	0	0	0	374	52	57	0	0	0	0	0	47	1,533
		収容人員	304	1,583	252	625	0	0	0	1,020	104	136	0	0	0	0	0	74	4,098
	旅館		14	4	1	3	3	2	0	8	1	11	20	1	0	5	0	73	
		客室数	222	84	105	22	42	58	0	165	8	103	181	16	0	91	0	1,097	
		収容人員	451	186	353	71	84	120	0	388	24	314	551	48	0	175	0	2,765	
	簡易宿所		14	48	10	120	0	10	3	59	38	28	83	12	8	4	1	438	
		客室数	40	142	19	320	0	21	6	206	93	173	443	67	27	10	22	1,589	
		収容人員	113	641	57	1,228	0	58	13	758	270	656	1,510	185	108	40	56	5,693	
	下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		客室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収容人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅館・ホテル	施設数	20	8	7	69	1	1	1	10	9	6	15	1	0	0	0	148	
		客室数	133	72	85	127	8	4	36	285	17	23	130	1	0	0	0	921	
収容人員		530	270	243	813	16	8	80	1,182	96	68	324	7	0	0	0	3,637		
合計		53	62	19	194	4	13	4	85	49	46	118	14	8	9	2	680		
興行場	常設	3	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	仮設及び臨時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	3	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
クリーニング所	クリーニング所	11	8	5	5	3	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	1	40	
	取次所	179	27	46	15	19	14	22	0	12	1	0	0	0	0	0	0	335	
	無店舗取次店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	合計	191	35	51	20	22	15	23	3	14	1	0	0	0	0	0	1	376	
特定建築物		26	10	17	5	11	1	9	4	4	0	0	0	0	0	0	87		
登録営業所		33	3	8	6	5	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	64		
住宅宿泊事業		50	87	38	48	2	7	9	3	17	1	1	0	0	0	0	263		
合計		695	390	320	412	151	104	171	130	179	49	119	15	9	11	4	2,759		

(2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が3,000㎡を超える建築物（学校では8,000㎡以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では64業者が登録している。

表2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者

令和4年3月末日現在

業種別		市町村別														計	
		浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村		北大東村
特定建築物の届出状況	興行場	2						1									3
	百貨店	1															1
	店舗	6	4	10	2	2	1	6		2							33
	事務所	16	1	4	2	2		2	1	1							29
	学校	1				5											6
	旅館		1	2	1				3	1							8
	その他		4	1		2											7
	計	26	10	17	5	11	1	9	4	4	0	0	0	0	0	0	87
建築物環境衛生に係る登録業者	建築物清掃業	5		2													7
	建築物空気環境測定業																0
	建築物飲料水水質検査業者数	1				1											2
	建築物飲料水貯水槽清掃業者数	11	2	3	3	4	1	3		1							28
	建築物ねずみ・昆虫防除業者数	7		1	2			1									11
	建築物総合管理業者数	5		1	1			1									8
	建築物空気調和用ダクト清掃業																0
	建築物排水管清掃業者数	4	1	1				2									8
	計	33	3	8	6	5	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	64

(3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が100人を超えるものをいい、そのうち給水人口が5000人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が5000人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- ・(一財) 沖縄県環境科学センター 浦添市経塚720 tel : 098-875-1941
- ・(株) 沖縄環境保全研究所 うるま市州崎7-11 tel : 098-934-7020
- ・日東化学工業(株) 沖縄支店 那覇市山下町28-36 tel : 098-996-2346

(4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われてきた。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

(1) 食品衛生対策

食品流通の広域化・国際化が進み食生活の多種多様化の傾向が高まってきたことから、令和3年度は HACCP に沿った衛生管理の制度化等を盛り込んだ食品衛生法等の改正が行われ、6月1日に完全施行された。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

令和3年度

業種	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	南大東管内	※1 沖繩一円	※2	合計
飲食店営業	731	424	330	230	173	120	187	97	122	32	41	12	5	18	7	0	0	0	2,529
一般食堂・レストラン等	108	47	39	25	21	17	21	2	21	1	1	0	0	1	0	0	0	0	304
仕出し屋・弁当屋	3	3	1	10	1	0	0	14	0	11	45	5	2	1	1	0	0	0	97
旅館	863	456	253	211	124	240	181	75	108	13	35	4	1	16	8	549	169	0	3,306
その他	190	132	95	103	66	21	46	44	55	5	4	6	1	7	4	61	20	0	860
菓子（パンを含む）製造業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	5	5	2	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	118	100	47	64	31	19	26	32	32	6	12	4	3	7	3	6	12	0	522
魚介類販売業	1	2	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
魚介類売り営業	3	11	2	2	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	23
魚肉練り製品製造業	17	26	3	4	8	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66
食品の冷凍又は冷蔵業	1	4	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	16
かん詰又はびん詰食品製造業	144	42	73	29	29	16	35	4	23	0	1	0	0	2	0	206	87	0	691
喫茶店営業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
あん類製造業	27	26	17	11	5	4	8	1	4	0	0	0	0	0	0	0	9	3	115
アイスクリーム類製造業	120	54	47	41	34	17	47	12	28	2	6	3	1	4	1	1	11	0	429
乳類販売業	4	0	1	13	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
食肉処理業	135	87	62	58	34	16	46	20	38	5	7	5	2	4	1	8	3	0	531
食肉販売業	6	4	7	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
食肉製品製造業	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
乳酸菌飲料製造業	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	3	3	3	6	3	1	1	4	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	31
みそ製造業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
しょうゆ製造業	5	8	3	7	2	1	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	33
ソース類製造業	0	4	3	3	3	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	18
酒類製造業	4	10	8	4	8	1	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	43
豆腐製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
納豆製造業	9	8	9	1	6	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
麺類製造業	107	88	52	45	32	19	23	33	30	7	7	0	1	11	5	0	0	0	460
そうざい製造業	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
添加物製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	14	14	10	13	10	3	6	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84
清涼飲料水製造業	2	2	0	0	3	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	13
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調理機能を有する自動販売機（要許可）	1	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
水産製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
漬物製造業	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
密封包装食品製造業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
食品の小分け業	2,629	1,569	1,077	893	604	500	637	375	486	85	162	43	16	74	30	840	305	0	10,325
合計																			

※1：簡易営業または臨時営業 ※2：自動車営業

表2 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和3年度

	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	処 分 件 数 (年度中)							告発件数(年度中)		調査・監視指導 施設 (年度中)	
		継 続	新 規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無 許 可	そ の 他			
飲食店営業															
一般食堂・レストラン等	2,039	25	54	153											72
仕出し屋・弁当屋	242	6	8	28											16
旅館	82	0	3	7											0
その他	2,392	26	99	413			3								127
菓子(パンを含む。)製造業	687	6	31	50											33
乳処理業	4	1	0	0											1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0											0
乳製品製造業	17	2	0	1											2
集乳業	0	0	0	0											0
魚介類販売業	258	4	7	26											13
魚介類競り売り営業	5	0	0	0											0
魚肉練り製品製造業	19	0	0	4											0
食品の冷凍または冷蔵業	58	0	1	8											2
かん詰またはびん詰食品製造業(上記及び下記以外)	15	1	0	1											1
喫茶店営業	383	9	22	53											16
(再掲)自動販売機	24	1	4	2											1
あん類製造業	2	0	1	0											1
アイスクリーム類製造業	92	1	2	13											2
食肉処理業	20	0	0	1											0
食肉販売業	241	2	10	20											12
食肉製品製造業	18	1	0	2											1
乳酸菌飲料製造業	4	1	0	0											1
食用油脂製造業	2	0	0	2											0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0											0
みそ製造業	29	0	1	1											2
しょうゆ製造業	2	0	0	0											0
ソース類製造業	28	1	0	3											1
酒類製造業	15	2	2	2											3
豆腐製造業	35	1	0	5											28
納豆製造業	1	0	0	0											0
麺類製造業	32	1	0	4											1
そうざい製造業	354	7	16	32											16
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	7	0	0	0											0
食品の放射線照射業	0	0	0	0											0
清涼飲料水製造業	66	4	2	8											7
氷雪製造業	7	0	0	3											0
計	7,156	101	259	840	0	0	3	0	0	0	0	0	0		358

食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対する食品衛生講習会を実施し、自主管理体制の強化を図った。さらに、食品の表示の徹底を指導するとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表3 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和3年度

業 種	営業許可施設数(年度中)		廃業件数 (年度中)	処分件数(年度中)							調査・監視指導施設数 (年 度 中)	
	営業施設数 (年度末現在)	継続		新規	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他		無許可 営業
飲 食 店 営 業	767		767									813
調理の機能を有する自動販売機	0		0									0
食 肉 販 売 業	30		30									28
魚 介 類 販 売 業	33		33									28
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1		1									1
集 乳 業	0		0									0
乳 処 理 業	0		0									0
特別牛乳搾取処理業	0		0									0
食 肉 処 理 業	2		2									2
食品の放射線照射業	0		0									0
菓 子 製 造 業	93		93									82
アイスクリーム類製造業	4		4									8
乳 製 品 製 造 業	0		0									0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	9		9									13
食 肉 製 品 製 造 業	2		2									2
水 産 製 品 製 造 業	6		6									6
水 雪 製 造 業	3		3									1
液 卵 製 造 業	0		0									0
食 用 油 脂 製 造 業	1		1									0
みそ又はしょうゆ製造業	1		1									1
酒 類 製 造 業	1		1									2
豆 腐 製 造 業	2		2									3
納 豆 製 造 業	0		0									0
麵 類 製 造 業	4		4									4
そ う ざ い 製 造 業	60		60									51
複合型そうざい製造業	0		0									0
冷 凍 食 品 製 造 業	0		0									0
複合型冷凍食品製造業	0		0									0
漬 物 製 造 業	4		4									2
密 封 包 装 食 品 製 造 業	4		4									2
食 品 の 小 分 け 業	1		1									1
添 加 物 製 造 業	0		0									0
計	1,028	0	1,028	0	0	0	0	0	0	0	0	1,050

表4 届出を要する食品関係営業施設

令和3年度

		営業施設数 (年度末現在)	処 分 件 数 (年 度 中)				告 発 件 数 (年度中)	監 視 指 導 施 設 数 (年度中)
			営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類 のみの販売）	195					0	
	食肉販売業（包装済みの食肉のみ の販売）	228					0	
	乳 類 販 売 業	435					0	
	氷 雪 販 売 業	1					0	
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	249					0	
販売業	弁 当 販 売 業	0					0	
	野 菜 果 物 販 売 業	22					0	
	米 穀 類 販 売 業	11					0	
	通信販売・訪問販売による販売業	9					0	
	コンビニエンスストア	186					4	
	百貨店、総合スーパー	85					7	
	自動販売機による販売業（コップ 式自動販売機（自動洗浄・屋内設 置）を除く。）	109					0	
	その他の食料・飲料販売業	136					2	
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条 第1項の規定により規格が定めら れた添加物の製造を除く。）	2					1	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	8					0	
	コーヒー製造・加工業（飲料の製 造を除く。）	10					0	
	農産保存食料品製造・加工業	4					0	
	調味料製造・加工業	8					0	
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	3					0	
	精 穀 ・ 製 粉 業	0					0	
	製 茶 業	2					0	
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	9					0	
	卵 選 別 包 装 業	2					0	
その他の食料品製造・加工業	53					5		
上記以外のもの（改正法に よる改正後の 法第68条第 3項において 準用されるもの を含む。）	行 商	8					0	
	集 団 給 食 施 設	689					8	
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容 器包装の製造、加工に限る。）	3					0	
	露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされない もの	0					0	
	そ の 他	4					2	
	計	2,471	0	0	0	0	29	

食品等の収去試験については新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い増加したテイクアウト及び弁当について、例年実施している試験に追加して収去した。

表5 食品等の収去試験結果

令和3年度

	収去したもの (実数)	試験した場所			不良検体数	不良理由(延数)							暫定的規制値の定められているもの の試験した収去検体 (実数)	
		保健所	地方衛生 研究所	その他		大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	残留動物用 医薬品	その他		
魚介類	2		1	1										
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品													
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品													
	凍結直前未加熱の加熱 後摂取冷凍食品													
	生食用冷凍鮮魚介類													
	魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)													
肉卵類及びその加工品	4	3		1										
乳製品														
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、 マーガリンを含む。)														
アイスクリーム類・氷菓														
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	4	4												
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	8	3	5											
菓子類														
清涼飲料水														
酒精飲料														
氷雪														
水														
かん詰・びん詰食品	1			1										
その他の食品	11	10	1											
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														
おもちゃ														
計	30	20	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 食中毒予防対策

令和3年度は食中毒が4件発生し、3件は飲食店を原因施設とする食中毒であった。

病因物質はカンピロバクター属菌によるものが3件であった。例年と比較して少ないが新型コロナウイルス感染症の患者数が減少傾向にあり、会食の機会が増加した時期に発生が続いた。引き続き営業者へ手洗いや適切な食品の取扱いについて指導し、食中毒の未然防止に努めるよう監視指導する必要がある。

表6 食中毒発生状況

令和3年度

発生日月	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1 R3.9.10	社会福祉施設等	80	42	令和3年9月10日に提供された弁当	ウェルシュ菌	飲食店
2 R3.10.20	自宅	3	3	令和3年10月17日に提供された鶏レバーのたたき	カンピロバクター属菌	飲食店
3 R3.12.12	自宅	3	2	不明	カンピロバクター属菌	不明
4 R3.12.15	自宅	3	2	不明	カンピロバクター属菌	飲食店

(3) と畜検査等

ア と畜検査実施状況（令和3年度）

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。

表1 と畜検査実施状況

令和3年度

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
豚	と畜検査員数	49	3	4	3	3	2	2	7	6	8	3	2	6	
	嘱託獣医師	50	4	4	3	3	2	2	7	6	8	3	2	6	
	と畜頭数	0													
	と畜頭数	84	1	7	3	4	3	3	5	5	38	7	2	6	
	開場日数	27	1	2	2	1	1	1	4	3	5	2	1	4	
	禁止廃棄	0													
	処分実頭数	83	1	7	3	3	3	3	5	5	38	7	2	6	
	疾病別頭数	90	1	7	4	4	4	4	5	5	40	7	3	6	
	一部廃棄総数	265	4	21	12	9	6	8	12	14	126	26	7	20	
	病名詳細	胸膜炎	4								1	2			1
		肺炎その他型	69	1	4	3		3	3	4	4	36	7		4
		心外膜炎	15	1	3		1		1		1	6		2	
		肝包膜炎	14		4	1	1		1		1	4	1		1
		肝寄生虫肝炎	40	1	1	1	2			2	1	21	4	2	5
		腸炎	31	1	1	1				1	2	19	4		2
腹膜炎		36		5	2	2	2	1	1	2	12	3	2	4	
腎炎他		48		3	2	2		1	4	2	24	7		3	
腎嚢胞		2			1									1	
その他		6			1	1	1	1			2				
山羊（綿羊を含む）	と畜頭数	145	5	14	11	6	9	11	18	18	19	11	3	20	
	開場日数	37	2	3	2	2	2	2	6	4	4	3	1	6	
	禁止廃棄	0													
	と畜頭数	0													
	処分実頭数	96	4	7	9	4	4	10	14	14	9	8	1	12	
	疾病別頭数	105	4	7	9	4	4	12	16	16	9	8	1	15	
	一部廃棄総数	152	8	12	14	4	5	15	24	24	14	9	2	21	
	病名詳細	胸膜炎	1		1										
		肺炎その他型	52	4	4	3		2	6	11	8	5		1	8
		心外膜炎	1		1										
		心内膜炎	0												
		肝包膜炎	1		1										
		肝炎	7	1		1			1	2	2				
		腎炎他	54	3	3	6	2	2	6	7	7	7	8	1	2
		腎嚢胞	0												
脾蛭		9						2	2	2				3	
腸炎		24		2	1	2	1		2	5	2	1		8	
腹膜炎	3			3											
その他	0														
牛（とくを含む）	と畜頭数	3	1	1										1	
	開場日数	3	1	1										1	
	禁止廃棄	0													
	と畜頭数	0													
	処分実頭数	3	1	1										1	
	疾病別頭数	4	1	1										2	
	一部廃棄総数	7	2	1										4	
	病名詳細	胸膜炎	1												1
		その他肺炎	0												
		心外膜炎	0												
		肝包膜炎	0												
		肝炎	1		1										
		嚢胞腎	0												
		腎炎他	1												1
		腹膜炎	1												1
その他		3	2											1	

イ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和3年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和3年度

処理場名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
久米島赤鶏牧場	確認羽数	630	546	358	362	415	381	477	491	660	876	979	775	6,950	
	廃棄羽数	全部廃棄	7				2	1	2		2		3	1	18
		一部廃棄													0
久米島高等学校	確認羽数			100				148					75	323	
	廃棄羽数	全部廃棄											1	1	
		一部廃棄							1						1

全部廃棄：と体、内臓全ての廃棄

一部廃棄：内臓等一部分の廃棄

ウ と畜場及び認定小規模食鳥処理場の概要

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場	認定小規模食鳥処理場
名称	久米島と畜場	久米島赤鶏牧場	沖縄県立久米島高等学校
代表者	久米島町長	山城和満	学校長
所在地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7	久米島町字嘉手苜7 2 7
電話番号	098-985-3094	098-985-2379	098-985-2233
許可年月日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日	令和元年5月22日
許可番号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号	沖縄県指令福第167号
検印番号	7		
使用水	上水道水	上水道水	上水道水
処理獣畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏	鶏
1日の処理能力	大動物1頭、小動物17頭	150羽	50羽

表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜種	使用料	解体料	検査手数料
牛・馬	2,500	1,200	600
豚・とく・こま	1,100	900	300
山羊・綿羊	200	200	200

3 医事・薬事

(1) 医事

ア 管内の病院、診療所

令和4年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ28件、413件となっている。

表1 市町村別病院・診療所施設数

令和4年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	7	36	45	81	43	15	58	146
糸満市	5	9	20	29	18	3	21	55
豊見城市	4	14	28	42	19	4	23	69
南城市	1	6	11	17	10	2	12	30
西原町	2	8	14	22	8	1	9	33
与那原町	1	3	6	9	4	2	6	16
南風原町	6	10	19	29	9	7	16	51
久米島町	1	1	2	3	0	1	1	5
八重瀬町	1	6	8	14	6	2	8	23
渡嘉敷村	0	0	1	1	1	0	1	2
座間味村	0	0	2	2	0	0	0	2
栗国村	0	0	2	2	0	1	1	3
渡名喜村	0	0	1	1	0	1	1	2
南大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
北大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
合計	28	93	161	254	118	41	159	441

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

イ 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は307件となっている。

表2 市町村別施術所数

令和4年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	68	25	21	20	12	11	23	4	15	0	0	0	0	1	0	200
柔道整復師法	34	13	20	7	6	10	9	0	8	0	0	0	0	0	0	107
合計	102	38	41	27	18	21	32	4	23	0	0	0	0	1	0	307件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により、出張専門の届出をした者が78人いる。

(2) 薬事

ア 管内の薬局開設件数等

令和4年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局164件、店舗販売業73件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

令和4年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	那覇市	県外	合計
薬局	53	18	24	8	19	8	20	3	10	0	0	0	0	1	0			164
薬局製剤製造販売業	3	1	0	0	3	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0			12
薬局製剤製造業	3	1	0	0	3	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0			12
店舗販売業	20	9	14	7	3	6	9	2	3	0	0	0	0	0	0			73
配置販売業	5	3	1	1	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	7	6	29
卸売販売業	23	3	9	0	1	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0			44
特例販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1			6
合計	107	35	48	17	30	18	42	5	19	1	1	1	0	2	1	7	6	340

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

イ 管内の毒物劇物営業登録件数

令和4年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は113件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

令和4年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
一般	37	10	7	3	7	4	12	2	4	0	0	0	0	0	0	86
農業用品目	2	3	4	5	1	0	1	1	3	0	0	1	0	1	1	23
特定品目	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	41	15	11	8	8	4	13	3	7	0	0	1	0	1	1	113